十五　［略］
十六　［略］
十七　［略］
十八　［略］
十九　［略］
二十　［略］

（法人課税課の所掌事務）

第五百二十八条　法人課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　第四百七十二条第一号から第七号までに掲げる事務

［二・三　略］

（徴収課の所掌事務）

第五百三十一条　徴収課は、次に掲げる事務（統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～七　略］

八　国税通則法第四十三条第三項の規定により沖縄国税事務所長が引継ぎを受けた相続税及び贈与税の延納並びに相続税の物納に関すること。

［九～十六　略］

（統括国税管理官の職務）

第五百三十四条　統括国税管理官は、第五百五十二条第一号から第三号まで、第六号及び第八号並びに第五百五十三条第一号、第二号、第四号及び第五号並びに第五百五十四条第五号に掲げる事務のうち、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、沖縄国税事務所長が特に必要があると認めた事項に関する事務をつかさどる。

（企画調整官）

第五百三十六条の三　沖縄国税事務所に、企画調整官一人を置く。

2　企画調整官は、命を受けて、第五百二十一条第十三号から第十七号までに掲げる事務のうち沖縄国税事務所長の指定するものを処理する。

（国税広報広聴官）

第五百三十七条　［略］

2　国税広報広聴官は、命を受けて、第五百二十一条第十八号及び第十九号に掲げる事務のうち沖縄国税事務所長の指定するものを処理する。

（主任国税管理官）

第五百三十九条の三　沖縄国税事務所に、主任国税管理官九人以内を置く。

2　主任国税管理官は、命を受けて、第五百二十一条第十四号に掲げる事務を処理し、及び国税管理官の行う事務を総括する。

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百三十六人以内を置く。

2　国税管理官は、命を受けて、第五百二十一条第十四号に掲げる事務を処理する。

十四　［同上］
十五　［同上］
十六　［同上］
十七　［同上］
十八　［同上］
十九　［同上］

（法人課税課の所掌事務）

第五百二十八条　法人課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　第四百七十二条第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事務

［二・三　同上］

（徴収課の所掌事務）

第五百三十一条　徴収課は、次に掲げる事務（統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～七　同上］

八　国税通則法第四十三条第三項の規定により沖縄国税事務所長が引継ぎを受けた相続税の延納及び物納に関すること。

［九～十六　同上］

第五百三十四条　削除

［条を加える。］

（国税広報広聴官）

第五百三十七条　［同上］

2　国税広報広聴官は、命を受けて、第五百二十一条第十七号及び第十八号に掲げる事務のうち沖縄国税事務所長の指定するものを処理する。

［条を加える。］

［条を加える。］